

令和7・8年度名護市入札参加資格における主観的事項算定（発注者別評価点）について（建設工事）

名護市建設工事等入札参加資格及び指名基準等に関する規則（平成30年規則第1号）第5条の規定に基づき、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る主観的事項とその配点について、次のとおり定めるものとする。なお、主観的事項算定により与えられる発注者別評価点（以下「主観点」という。）は次回入札参加申請まで固定して取扱うものとする。

1 技術者数

業種ごとに次の表のとおり点数を付加する。（令和6年11月30日時点）

(1) 各業種共通

業 種	区分	付加点数
各業種	1級技術者1人につき	4点
	2級技術者1人につき	2点

※「技術者資格区分コード表（県内工事）」の業種ごとに該当する技術者とする。

(2) 業種別

業種	区分	付加点数	備考
土木工事業	技術士1人につき ※「4点技術士」と「5点技術士」の重複不可	4点	建設部門、農業部門「農業土木」、森林部門「森林土木」、水産部門「水産土木」に限る。 ※技術者と重複可
		5点	総合技術管理部門（建設）、（農業「農業土木」）、（水産「水産土木」）、（林業「森林土木」）に限る。 ※技術者と重複可
建築工事業	積算士（建築積算資格者）1人につき	3点	技術者と重複可

2 雇用状況

(1) 名護市内在住職員数（代表者も含む。）（令和6年11月30日時点）

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は雇用保険被保険者証における被保険者のうち、住民票等により、名護市内在住者の職員を雇用していることが確認できる場合は、名護市内在住雇用者数に応じ、次の表のとおり点数を付加する。

区分（名護市内在住者のみ対象）		付加点数
30人未満	1人につき	2点
30人以上	一律	60点

(2) 障害者雇用（令和6年6月1日時点）

障害者雇用状況報告書（公共職業安定所提出書類）により次の表のとおり点数を付加する。

法定雇用の義務の有無	雇用の状況	付加点数
法定雇用義務がある場合	雇用義務達成	10点
	法定数以上に雇用	法定数を超える人数 1人につき10点
	雇用義務未達成	-10点
法定雇用義務がない場合	雇用している	1人につき10点

※法定雇用義務とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する雇用義務のことです。

3 工事成績

本市発注の工事について名護市工事成績評定要綱（平成23年告示第55号）に基づき評定された工事の平均点数に応じ次の表のとおり点数を付加する。

評 価	不 良	やや不良	普 通	良 好	優 秀	最優秀
工事成績の評点 (平均点)	60点未満	60点以上 65点未満	65点以上 70点未満	70点以上 80点未満	80点以上 90点未満	90点以上
付加点数	-45点	-25点	0	+25点	+45点	+60点

※令和4年4月1日から令和6年3月31日までに完了検査を受けた工事の工種ごとの平均点により評価するものとする。なお、対象工事がない業者及び新規登録業者については、評価項目の普通の付加点数とする。

※令和9・10年度入札参加申請時には工事成績評定の対象期間を令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする予定です。

4 優秀建設業者表彰

令和5・6年度に優秀建設業者として表彰された業者について、次の表のとおり工種ごとに点数を付加する。

付加点数
20点

※2年連続で表彰されている業者は、年度ごとの点数を足して付与するものとする。

※同年度で同工種に複数表彰された業者については、表彰された件数分の点数を付与するものとする。

※同一業者が同一の築造物に係る複数の工事を受注し、当該複数の工事が優秀建設業者表彰の対象となった場合でも、その工事の内容が本来1件分の工事であると市が判断したときは、加対象は1件分とすることがあります。

5 団体加入

技術力向上に向けた技術講習会等の開催又は当該講習会等への参加並びに地域貢献活動の実績を考慮し、令和6年11月30日時点において次の表に掲げる団体に在籍している者に対して、点数を付加する。

この場合において、複数の団体に加盟している場合は、工種ごとへ点数を付加する。ただし、同工種への加点は10点を上限とする。

加入団体	加算対象工事（工種）	付加点数
名護市建設業協会	土木工事一式・建築工事一式	10点

名護市電管設備業協会	電気工事・管工事	
名護市管工事業協同組合	管工事・水道施設工事	
その他団体（注）	活動目的に関連する工種	

（注）その他団体とは次の(1)から(6)までの要件を全て満たす団体のことをいい、その活動目的に関連する工種を加点対象とする。ただし、当該団体の活動目的が発注者別評価点の付加対象となる 6 工種のいずれにも該当しない場合は点数を付加しないものとする。

- (1) 活動拠点が名護市内であること。
- (2) 名護市内の建設業者のみで構成されていること。
- (3) 団体の規約や会則等があること。
- (4) 設立して 1 年以上であること。（令和 6 年 11 月 30 日時点）
- (5) 5 業者以上の構成員で構成されていること。
- (6) 建設業の技術力向上及び地域貢献活動を行っている団体であること。

6 ISO 及びエコアクション 21 の認証・登録（令和 6 年 11 月 30 日時点）

ISO 及びエコアクション 21 の認証・登録により、次の表のとおり点数を付加する。

	9000 シリーズの取得	14000 シリーズの取得	エコアクション 21
付加点数	10 点	10 点	5 点

※14000 シリーズとエコアクション 21 の重複不可（14000 シリーズ優先）

7 地域貢献（ボランティア）活動

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までににおける道路、海岸等の清掃活動、交通安全活動、寄付等の地域貢献（ボランティア）活動の有無により次の表のとおり点数を付加する。ただし、事業者として無償奉仕かつ名護市内で行った活動に限る。

区分	付加点数
人員を動員した活動等	1 回につき 5 点（最高 20 点）
金品等の寄付	一律 10 点

※令和 9・10 年度入札参加申請時にはボランティア活動の対象期間を令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする予定です。

8 指名停止等状況

名護市指名停止等事務処理要綱（平成 20 年告示第 93 号）第 2 条及び第 6 条の規定に基づき、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に指名停止又は文書による警告等を受けた業者に対し、次の表のとおり減点する。ただし、当該期間中に指名停止及び警告等を計 2 回以上受けた場合は、大きい方の点数により減点する。

指名停止等状況	警告等	1 月以内	3 月以内	6 月以内	12 月以内	12 月以上
付加点数	－10 点	－15 点	－20 点	－25 点	－35 点	－45 点

※令和 9・10 年度入札参加申請時には指名停止等状況の対象期間を令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする予定です。

9 無効入札及び入札不参加状況

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に無効入札（公表された予定価格を超過した入札等）及び入札不参加（辞退届けを提出せずに入札に参加しなかった）を行った業者

に対し、次の表のとおり減点する。

	付加点数
無効入札	1 回につき － 5 点
入札不参加	1 回につき － 5 点

※令和 9・10 年度入札参加申請時には無効入札及び入札不参加状況の対象期間を令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする予定です。

10 消防団協力事業所（令和 6 年 11 月 30 日時点）

地域の消防防災力の充実強化等への貢献を考慮し、名護市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成 26 年 10 月 1 日告示第 147-2 号）に基づき消防団活動に協力している事業所等であると認められた者（同要綱 9 条にて認定を取り消された者を除く）に対して、点数を付加する。

付加点数
10 点